

研究開発税制の見直し

＜改正のポイント＞

1. 趣旨・背景

国家戦略上重要なAI・量子・半導体等の分野に資源を集中させるため、新たに高い控除率を適用する「戦略技術領域型」を創設し、研究開発投資を強力に促進する。一方で、一般型の控除率や上限を見直し、海外委託研究には制限を設け、国内での研究開発の強化と効率的な税支援の実現を図ることとする。

2. 内容

- ① 戦略技術領域型に関する新制度の創設
- ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の見直し
- ④ オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し
- ⑤ 海外委託試験研究費について一定の制限を設定

3. 適用時期

- ① 戦略技術領域型に関する新制度の創設

産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日(注)以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

(注)産業技術力強化法の改正法の施行の日から2029(令和11)年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定を受ける必要がある。

<改正のポイント>

3. 適用時期

② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

3年間延長。但し、一般型の控除率及び控除上限の変動措置の見直しについては、2027(令和9)年4月1日以後に開始する各事業年度で適用

③ 中小企業技術基盤強化税制の見直し

3年間延長。2026(令和8)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する各事業年度控除限度超過額の繰越については不明(大綱記載なし)

④ オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

不明(大綱記載なし)

⑤ 海外委託試験研究費について一定の制限を設定

2026(令和8)年4月1日以降に開始する事業年度から段階的に適用

<改正のポイント>

4. 影響

- ・ 大企業及び中小企業において、AI・量子・半導体など国家戦略上重要な分野への投資には、高い控除率を受けられる「戦略技術領域型」が創設され、先端分野に積極投資する企業ほど税負担が軽減され、研究開発投資の加速が期待できる。
- ・ 一般型の控除率カーブや控除上限が見直され、従来よりも厳格な運用になる側面もある。また、海外委託研究費は控除対象額が段階的に制限されるため、海外依存型の研究体制の見直しや限られたリソースの中で国内での研究体制の強化が必要となる。
- ・ 中小企業が適用できる「中小企業技術基盤強化型」においては、「繰越税額控除制度(3年間)」が導入され、利益が不安定な中小企業でも研究開発投資の回収がしやすくなると考えられる。

5. 実務上の留意点

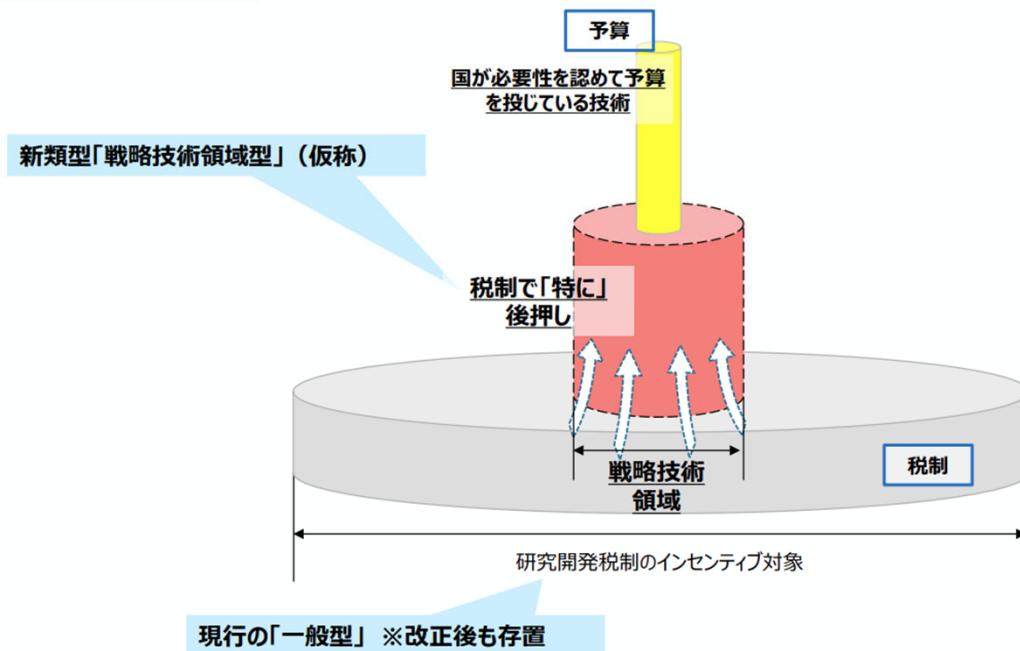
- ・ 大企業は当期の所得金額が前期の所得金額を超える場合、雇用者給与、設備投資額の要件があるため、注意が必要である(『大企業について特定の税額控除規定の不適用措置の見直し・延長』参照)。
- ・ 戦略技術領域型に関する新制度及び中小企業技術基盤強化税制について、一定の要件を満たす場合には繰越税額控除制度の適用があるため、申告書別表の提出漏れがないよう留意する。

1. 改正の趣旨・背景

- ・「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。そこで、AI・量子・半導体など国家的に重要な技術への投資を重点支援するため「戦略技術領域型」を新設し、高い控除率を別枠で設けることとする。
- ・研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、控除率を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度も同様に見直しを行う。
- ・研究活動の国内回帰を促すため海外委託研究費の控除対象を段階的に縮小し、国内研究基盤の強化を図る。

(参考)研究開発税制 新類型「戦略技術領域型」(仮称)のイメージ

イメージ図



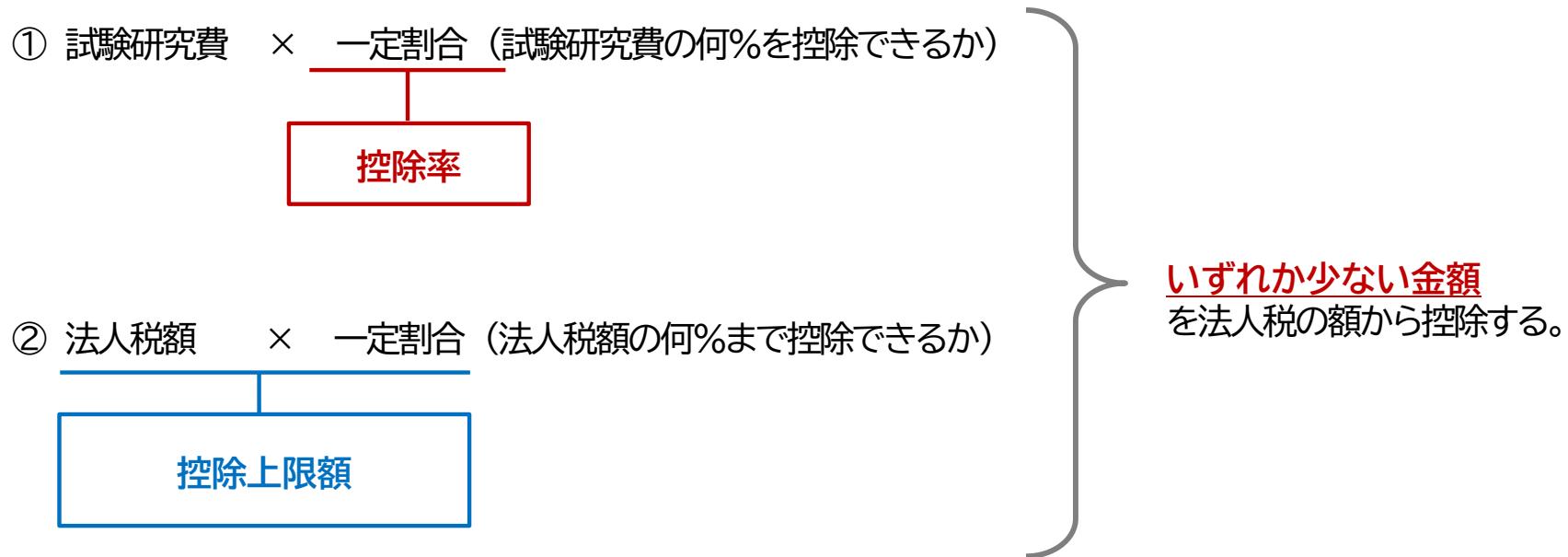
出典:経済産業省 2025年11月12日 イノベーション・環境局 研究開発課「研究開発税制について」

(法人税:研究開発税制の見直し))

2. 改正の内容

(1) 研究開発税制の概要

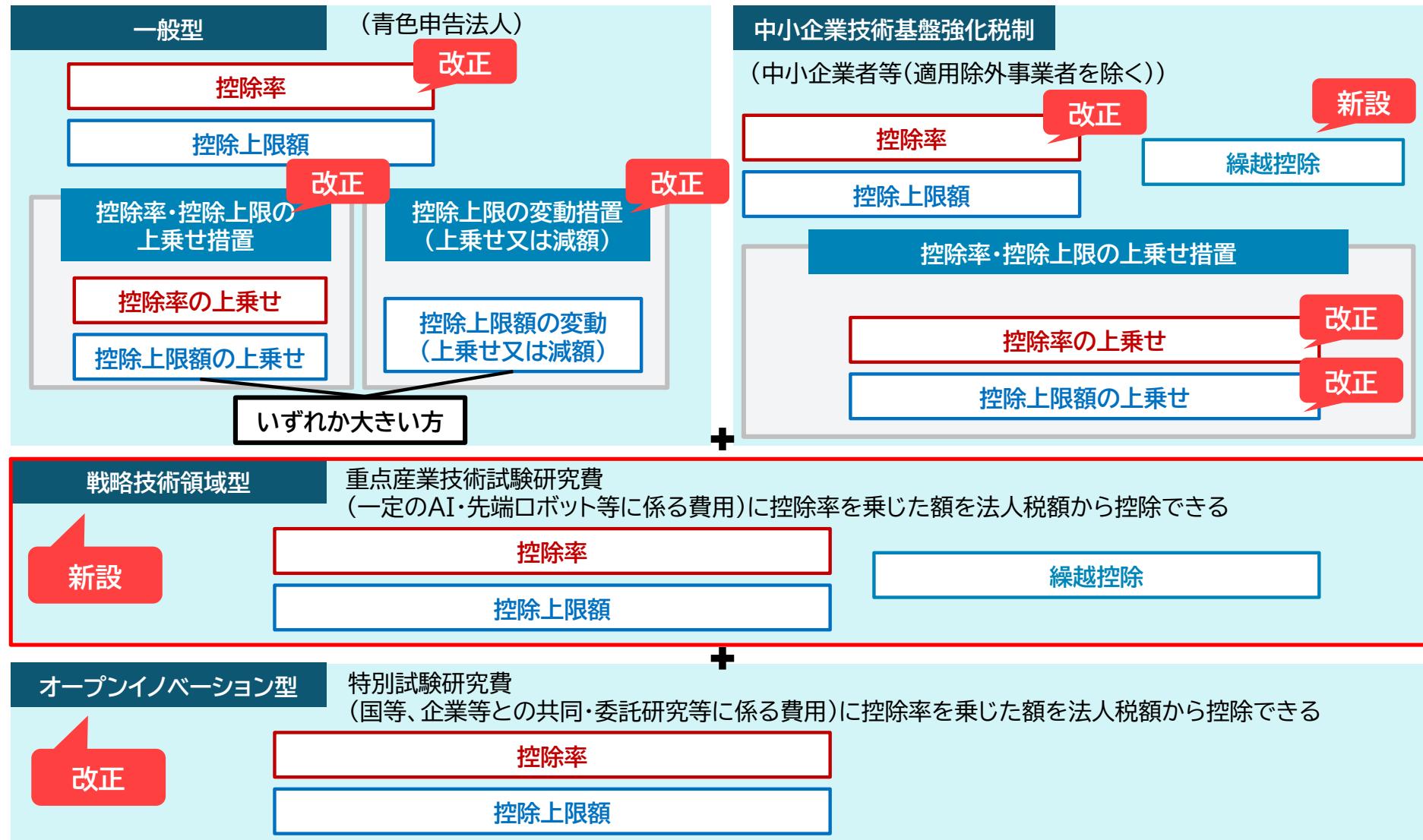
研究開発投資を行った法人が、その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認める制度である。



【用語の説明】

- ・増減試験研究費割合 = 増減試験研究費の額 ÷ 比較試験研究費
- ・増減試験研究費の額 = 試験研究費の額 - 比較試験研究費
- ・比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額
- ・試験研究費割合 = 試験研究費の額 ÷ 平均売上金額
- ・平均売上金額 = 当期と過去3年間の売上高の平均額

2. 改正の内容



2. 改正の内容

| 基本算式 | 控除額 | 控除上限額 |
|------|-------------|--------------|
| | 試験研究費 × 控除率 | 法人税額 × 控除上限率 |

| 区分 | 対象費用 | 控除率 | 控除上限率 |
|------------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| 一般型 | 試験研究費全般 | 0%~14% | 原則25% (上乗措置により最大50%) |
| 中小企業 技術基盤強化税制 | 試験研究費全般 | 12%~17% | 原則25% (上乗措置により最大35%) |
| オープン イノベーション型 | 大学・スタートアップと の共同研究費など | 20%・25%・30% | 10% |

| | | | | |
|---------------|------------------------------------|------------------|-----|-----|
| 新設 戦略技術領域型 | AI・量子・半導体など 特定の戦略技術分野に 係る研究費 | 原則 | 40% | 10% |
| | | 認定機関との 共同研究など | 50% | |

2. 改正の内容

(2) 戦略技術領域型に関する新制度の創設

AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「戦略技術領域型」を創設し、国が認定する研究計画について、既存の研究開発税制と別枠の税額控除率を設定する。

<制度の概要>

| | |
|------------|--|
| 適用対象者及び要件 | ① 青色申告書を提出する法人 ② 産業技術力強化法の重点研究開発計画(仮称)について認定を受けること |
| 試験研究費の額 | 重点産業技術試験研究費の額(※1) (一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。) |
| 対象期間 | 産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度 |
| 税制措置(税額控除) | 重点産業技術試験研究費の額×40% (特別重点産業技術試験研究費の額(※2)の場合は50%) (注)当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができる(※3) |

(※1)認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発(※4)に係る試験研究費の額をいう。

(※2)重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。

(※3)税額控除の限度額を超える金額については、3年間の繰越し(繰越し税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限る)ができる。

(※4)産業技術力強化法の重点産業技術(仮称)(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいう。

2. 改正の内容

<グループ通算制度における適用>

| | |
|---------------|---|
| 税額控除額の計算 | 通算グループを一体として計算した税額控除限度額(以下「重点産業技術試験研究費基準額」という。)と通算グループを一体として計算した控除上限額(以下「法人税額基準額」という。)とのいずれか少ない金額に控除分配割合を乗じて計算した金額(以下「税額控除可能分配額」という。)を税額控除額とする。 |
| 繰越税額控除制度の適用要件 | 通算グループ全体の試験研究費の額により判定する。 |
| 繰越税額控除額 | 通算法人ごとに、次の金額の合計額(繰越通算税額控除限度超過額)と当期の法人税額の10%相当額(当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額)とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。 ① その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。) ② 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。) |
| その他 | 通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置が講じられる。 |

2. 改正の内容

(参考)重要技術領域の選定(新興・基盤強化領域、国家戦略技術領域)

新興・基盤技術領域

- 次世代船舶技術、自律航行船技術といった造船関連技術
- 極超音速技術、先進航空モビリティ技術といった航空関連技術
- 次世代情報基盤技術、ネットワークセキュリティ技術といったデジタル・サイバーセキュリティ関連技術
- 農業エンジニアリング技術といった農業・林業・水産関連技術（フードテックを含む）
- エネルギーマネジメントシステム技術、資源循環技術といった資源・エネルギー安全保障・GX関連技術
- 災害等の観測・予測技術、耐震・免震技術といった防災・国土強靭化関連技術
- 低分子医薬品技術（生物的製剤を除く）、公衆衛生技術といった創薬・医療関連技術
- 先端機能材料技術、磁石・磁性材料技術といった製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）関連技術
- MaaS関連技術、倉庫管理システム技術といったモビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）関連技術
- 海洋観測技術、海上安全システム技術といった海洋関連技術

国家戦略技術領域

- 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム、AIロボット基幹技術といったAI・先端ロボット関連技術
- 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった量子関連技術
- 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった半導体・通信関連技術
- 医薬品・再生医療等製品の候補物質等の探索・最適化・製造・製剤技術、新品种の開発・育種・ゲノム編集技術といったバイオ・ヘルスケア関連技術
- プランケット技術やトリチウム回収・再利用技術といったフュージョンエネルギー関連技術
- 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった宇宙関連技術

出典:内閣府 2025年11月14日 重要技術領域検討ワーキンググループ(第6回) 「重要技術領域検討ワーキンググループ 取りまとめ(案)概要」

2. 改正の内容

(参考)各国は戦略分野を絞り込み、重点投資

| | 米国 | 中国 | 英国 | 独国 | 韓国 | 豪州 |
|--------|--|--|--|---|--|--|
| 戦略文書 | CETsの最新リスト (2024/2) | 第14次五か年計画 (2021/3) | 英国科学技術フレームワーク (2023/3) | ホワイトペーパー技術主権 (2021) | 12大国家戦略技術 (2022/10) | 産業科学資源省 (DISR)の定めるクリティカル・テクノロジー(2023/5) |
| 重要技術分野 | <p><u>CETs(critical and emerging technologies)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進コンピューティング ・先進エンジニアリング材料 ・先進ガスチービンエンジン技術 ・先進ネットワーク型センシング及びシグネチャ管理 ・先進製造 ・人工知能 (AI) ・バイオテクノロジー ・再生可能エネルギーの生成と貯蔵 ・データプライバシー、データセキュリティ、サイバーセキュリティ技術 ・指向性エネルギー ・高度自動化、無人システム (UxS) 、ロボティクス ・ヒューマンマシンインターフェース ・極超音速 ・通信・ネットワーク技術 ・位置・ナビゲーション・タイミング (PNT) 技術 ・量子情報技術 ・半導体及びマイクロエレクトロニクス ・宇宙技術・システム | <p>国家実験室の再編や国家科学センターの建設の対象分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量子情報 ・フォトニクス ・マイクロナノエレクトロニクス ・ネットワーク通信 ・人工知能 ・バイオメディカル ・現代エネルギー・システム <p>ブレイクスルー強化のための重要な先端科学技術分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代人工知能 ・量子情報 ・集積回路 ・脳科学と脳模倣型人工知能 ・遺伝子とバイオテクノロジー ・臨床医学と健康 ・深宇宙、深地球、深海、極地探査 | <p>将来の革新的技術分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI ・工学的生物学 (engineering biology) ・未来のテレコム ・半導体 ・量子技術 <p>オランダ</p> <p>国家技術戦略 (2024/6)</p> <p>優先すべき主要な支援技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光学システムと統合フォトニクス ・量子技術 ・プロセステクノロジー (プロセスの強化を含む) ・バイオ分子および細胞技術 ・イメージング技術 ・メカトロニクスおよびオブトメカトロニクス ・人工知能およびデータサイエンス ・エネルギー材料 ・半導体技術 ・サイバーセキュリティ技術 | <p>国際競争力、安全保障、経済と社会の強靭化に重要な基盤技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT、マイクロエレクトロニクス、ソフトウェア、AI ・ITセキュリティ ・HPC ・フォトニクス、第2世代量子技術 ・循環型経済の基盤 ・持続可能なエネルギー・技術 ・材料 ・バイオ技術 ・製造技術 ・環境技術 ・分析技術、計測技術、光学 | <p>韓国経済に波及効果の大きい産業コア技術群</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体・ディスプレイ ・二次電池 ・先端モビリティ ・次世代原子力 <p>急成長が見込まれる安全保障上重要な技術群</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端バイオテクノロジー ・航空宇宙・海洋技術 ・水素 ・サイバーセキュリティ <p>必須基盤技術群</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI ・次世代通信 ・先端ロボット・製造 ・量子技術 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進の製造技術と材料技術 ・AI技術 ・高度な情報通信技術 ・量子技術 ・自律システム、ロボティクス、ポジショニング、タイミングおよびセンシング技術 ・バイオテクノロジー ・クリーンエネルギー生成および貯蔵技術 |

出典:経済産業省 2025年11月12日 イノベーション・環境局 研究開発課「研究開発税制について」

2. 改正の内容

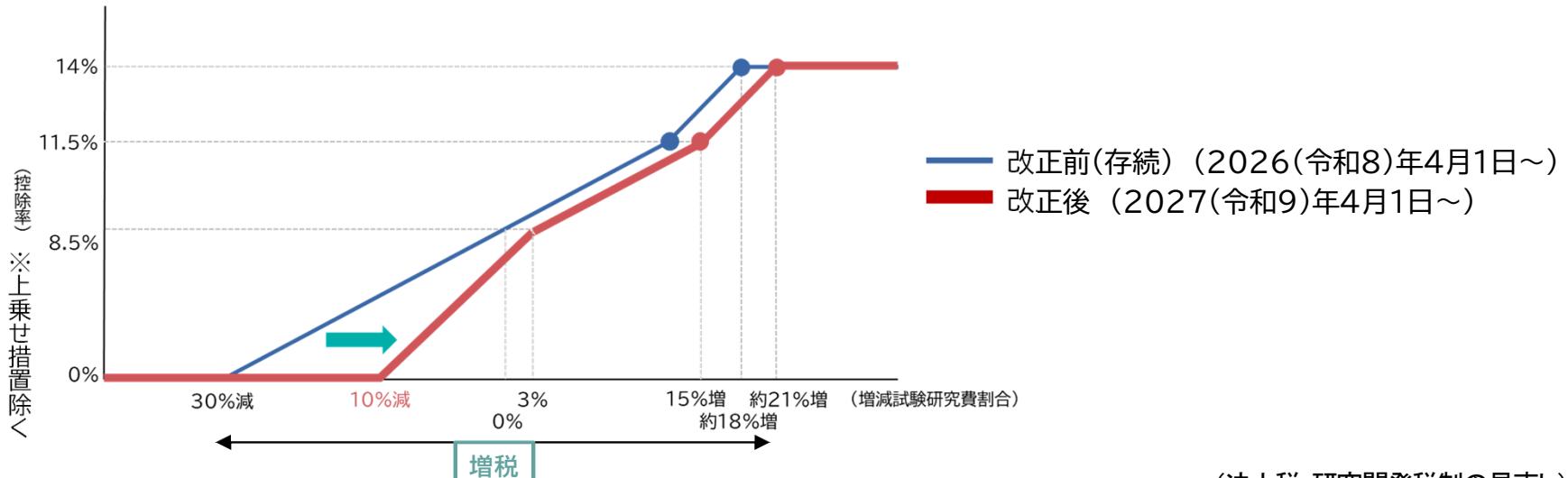
(3)一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

①【一般型】控除率の見直し

試験研究費を増加させるインセンティブをさらに強化する観点から、控除率が次のように見直される。

<一般型>

| 改正前（廃止） | | 改正前（存続） | 改正後 |
|-------------------|---|---|--|
| 2026(令和8)年3月31日まで | | 2026(令和8)年4月1日から | 2027(令和9)年4月1日から |
| | 控除率(1%~14%) | 控除率(0%~14%) | 控除率(0%~14%) |
| 控除率算式 | <ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 12% の場合(上限:14%) 11.5% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375 増減試験研究費割合 ≤ 12% の場合(下限:1%) 11.5% - (12% - 増減試験研究費割合) × 0.25 <p><上乗せ措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 上記控除率 × 控除割増率(※) (※)控除割増率(上限:10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 | <ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 12% の場合(上限:14%) 11.5% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375 0 ≤ 増減試験研究費割合 ≤ 12% の場合 11.5% - (12% - 増減試験研究費割合) × 0.25 増減試験研究費割合 < 0 の場合 8.5% + 増減試験研究費割合 × 8.5/30 <p><上乗せ措置></p> <p>同左</p> | <ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 15% の場合(上限:14%) 11.5% + (増減試験研究費割合 - 15%) × 0.375 3% < 増減試験研究費割合 ≤ 15% の場合 8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 0.25 増減試験研究費割合 ≤ 3% の場合 8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 13分の8.5 <p><上乗せ措置></p> <p>同左 (延長)</p> |



2. 改正の内容

②【一般型】控除上限の変動措置の見直し

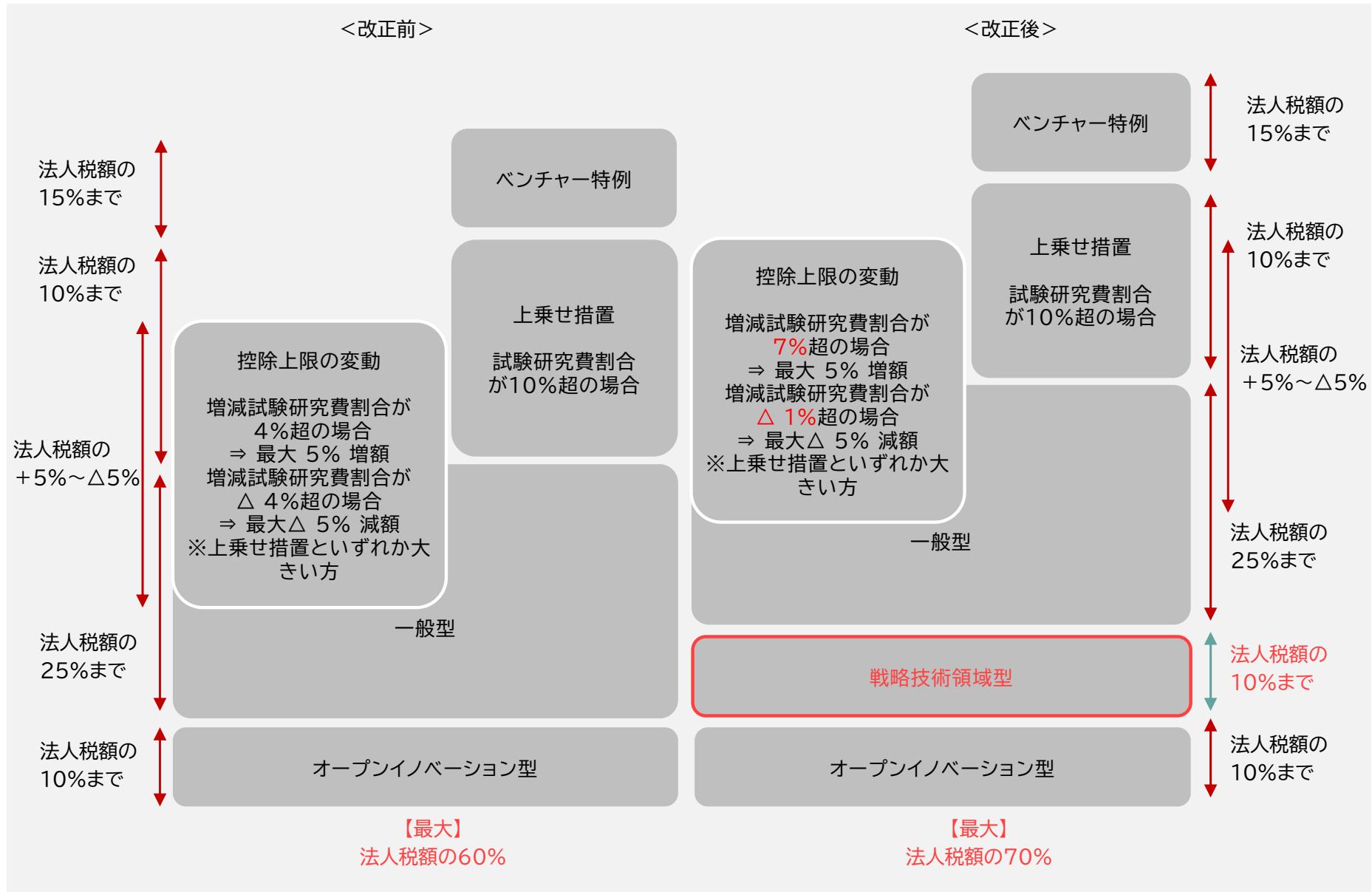
控除上限の変動措置について次のように見直される。

<一般型>

| 改正前(存続) 2027(令和9)年3月31日 まで | | 改正後 2027(令和9)年4月1日 から |
|--|--|--------------------------|
| <p>控除上限</p> <p>法人税×25%</p> <p><上乗せ措置></p> <p>次の場合は、それぞれの金額を上乗せ</p> <p>(1)試験研究費割合が10%超の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 の上乗せ (上限:法人税額×10%)</p> <p>(2)研究開発を行う一定のベンチャー企業 法人税額×15% の上乗せ</p> <p><控除上限の変動></p> <p>次の場合には、それぞれの金額を上乗せ又は減額</p> <p>(1)増減試験研究費割合が4%超の場合 法人税額×(増減試験研究費割合-4%)×0.625% の上乗せ (上限:法人税額×5%) (※)<上乗せ措置>といずれか大きい方。</p> <p>(2)増減試験研究費割合が△4%超の場合 法人税額×(-増減試験研究費割合-4%)×0.625% の減額 (上限:法人税額×△5%)</p> | <p>法人税×25%</p> <p><上乗せ措置></p> <p>次の場合は、それぞれの金額を上乗せ</p> <p>(1)試験研究費割合が10%超の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 の上乗せ (上限:法人税額×10%)</p> <p>(2)研究開発を行う一定のベンチャー企業 法人税額×15% の上乗せ</p> <p><控除上限の変動></p> <p>次の場合には、それぞれの金額を上乗せ又は減額</p> <p>(1)増減試験研究費割合が7%超の場合 法人税額×(増減試験研究費割合-7%)×0.625% の上乗せ (上限:法人税額×5%) (※)<上乗せ措置>といずれか大きい方。</p> <p>(2)増減試験研究費割合が△1%超の場合 法人税額×(-増減試験研究費割合-1%)×0.625% の減額 (上限:法人税額×△5%)</p> | |

2. 改正の内容

②【一般型】 控除上限の見直し



2. 改正の内容

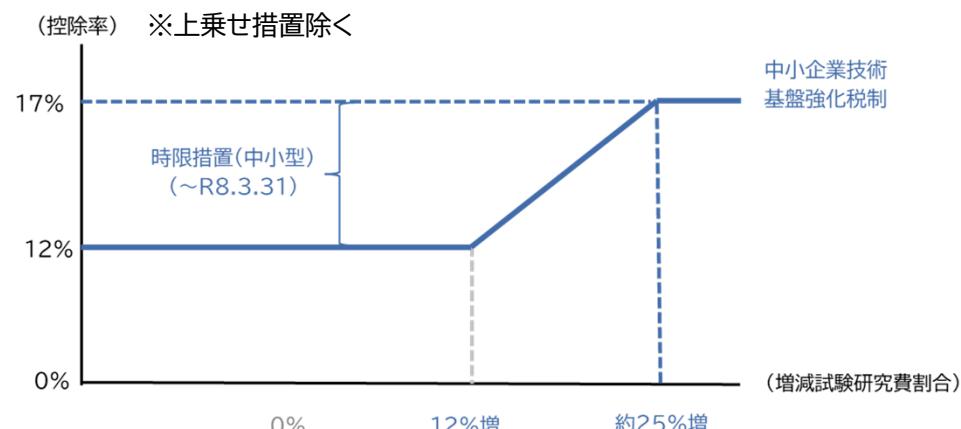
(4) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

①【中小企業技術基盤強化税制】控除率

適用期限が3年延長。

＜中小企業技術基盤強化税制＞

| 改正前 | | 改正後 |
|-----------|---|---------|
| | 控除率(12%~17%) | 控除率(同左) |
| 控除率 算式 | <ul style="list-style-type: none">増減試験研究費割合 > 12%の場合(上限:17%) $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$増減試験研究費割合 $\leq 12\%$ の場合 12%(一律) <p>＜上乗せ措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 上記控除率×控除割増率(※) (※)控除割増率(上限:10%) $= (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ | 同左(延長) |



2. 改正の内容

②【中小企業技術基盤強化税制】控除上限

適用期限が3年延長。

<中小企業技術基盤強化税制>

| | 改正前 | 改正後 |
|------|--|--------|
| 控除上限 | <p>法人税×25%</p> <p><上乗せ措置></p> <p>次のいずれかの金額を上乗せ</p> <p>(1)増減試験研究費割合 > 12%の場合 法人税額×10%</p> <p>(2)試験研究費割合 > 10%の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限:法人税額×10%)</p> | 同左(延長) |

③【中小企業技術基盤強化税制】繰越税額控除制度の新設

控除限度超過額について、3年間の繰越しができる。

(※) 繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限る。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用不可。

2. 改正の内容

④【中小企業技術基盤強化税制】グループ通算制度における適用

| | |
|---------------|--|
| 繰越税額控除制度の適用要件 | 通算グループ全体の試験研究費の額により判定する。 |
| 繰越税額控除額 | <p>通算法人ごとに、次の金額の合計額(繰越通算税額控除限度超過額)と当期の法人税額の25%(控除上限の上乗せ特例の適用がある場合には、その適用後の割合)相当額(当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額)とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。</p> <p>① その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)</p> <p>② 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)</p> |
| その他 | 通算グループ内の他の法人の各事業年度の試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等が記載された各事業年度の試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等を各事業年度の試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置が講じられる。 |

2. 改正の内容

(5) オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

① 共同・委託研究時の対象費用の手続合理化

大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であること。

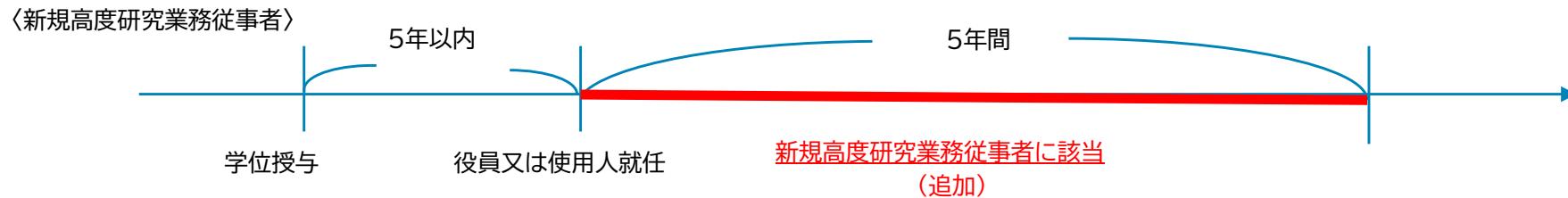
⇒上記要件について、以下の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とする。

- イ 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究(以下、「共同研究等」という。)についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等、その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること
- その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること
- ハ その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続きに関する方法が具体的に定められていること

2. 改正の内容

②新規高度研究業務従事者の範囲の追加及び募集要件の見直し

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>＜募集要件＞ (1)当該試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の使用人に募集されたこと (2)当該試験研究の内容が新規高度研究業務従事者から提案されたものであること</p> | <p>＜新規高度研究業務従事者＞ 博士の学位を授与された者(授与された日以後5年以内に当該法人の役員又は使用人になったものに限る。)で、当該法人の役員又は使用人になった日から5年を経過していないもの(追加)</p> <p>＜募集要件＞ (1)当該試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこと (2)当該試験研究の内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであること</p> |



2. 改正の内容

(6) 海外委託試験研究費について一定の制限を設定

近年、海外への外部支出研究開発費(委託等)の支出割合が増加している。また、諸外国では研究開発税制の対象となる試験研究費について、海外への委託費について厳しく制限されている場合が多く、研究拠点の国内回帰の面からも以下の制限が設けられる。

他の者に委託する試験研究(契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が**国外において行われるものに限る。**)に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。

- (1) 一定の医薬品、医療機器等にかかる臨床試験の委託に係る試験研究費の額
- (2) (1)以外の試験研究費の額は対象額の50%相当額(※)

※2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額

2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額

なお、2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度より、試験研究費の額から、その法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額は除かれています。

3. 適用時期

(1) 戦略技術領域型に関する新制度の創設

産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

3年間延長。但し、一般型の控除率及び控除上限の変動措置の見直しについては、2027(令和9)年4月1日以後に開始する各事業年度で適用

(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

3年間延長。2026(令和8)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する各事業年度
控除限度超過額の繰越については不明(大綱記載なし)

(4) オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

不明(大綱記載なし)

(5) 海外委託試験研究費について一定の制限を設定

2026(令和8)年4月1日以降に開始する事業年度から段階的に適用

4. 実務上の留意点

- ・ 大企業は当期の所得金額が前期の所得金額を超える場合、雇用者給与、設備投資額の要件があるため、注意が必要である(『大企業について特定の税額控除規定の不適用措置の見直し・延長』参照)。
- ・ 戦略技術領域型に関する新制度及び中小企業技術基盤強化税制について、一定の要件を満たす場合には繰越税額控除制度の適用があるため、申告書別表の提出漏れがないよう留意する。

5. 今後の注目点

- ・ 産業技術力強化法の改正法の施行日及び制定内容について
- ・ 重点研究開発計画の概要、具体的な認定要件、申請方法等
- ・ 産業技術力強化法の重点産業技術(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)の具体的な定義について
- ・ その他所要な措置の具体的な内容について